

# 資料 7

## 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 6 年 3 月

福祉基盤課

# 目 次

重点事項	頁
1 社会福祉法人制度等について	2
2 (1)令和6年能登半島地震におけるDWAT・職員派遣等について	7
(2)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について	7
(3)社会福祉施設等の被災状況の把握について	8
(3)福祉サービス第三者評価事業等について	9
3 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について	9
連絡事項	頁
第1 社会福祉法人制度等について	
1 社会福祉連携推進法人制度について	11
2 社会福祉法人制度の運営について	15
3 その他	22
第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について	
1 令和6年能登半島地震におけるDWAT・職員派遣等について	25
2 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置について	25
3 社会福祉施設等の被災状況の把握について	28
4 社会福祉施設等の防災・減災対策について	29
5 社会福祉施設等の耐震化の推進について	30
6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	30
第3 社会福祉施設等の運営等について	
1 福祉サービス第三者評価事業について	31
2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について	32
3 社会福祉施設サービスの質の向上にむけた取組について	32

#### 第4 感染症対策について

1 新型コロナウイルスへの対応について	33
2 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応	33
3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	34

#### 第5 独立行政法人福祉医療機構について

1 福祉貸付事業について	37
2 福祉医療経営指導[経営サポート]事業について	39
3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	43
4 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	45
5 社会福祉振興助成事業について	47

### 参考資料

1 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム 2024年度 運用スケジュール(全体イメージ)	49
2 地域協議会の設置状況等について	49
3 所轄庁における会計専門家の活用状況等について	50
4 指導監査における、特に頻出する指摘事例	50
5 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2023年度 運用スケジュール(全体イメージ)	52
6 現況報告書等の集約結果について	52
7 海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について	54
8 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて	59
9 第三者評価の都道府県別等の受審数等	64
10 都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数	67

# 重 点 事 項

# 1 社会福祉法人制度等について

## (1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

## (2) 依頼・連絡事項

### 【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度周知にご協力をお願いする**とともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き府内体制の整備をお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う**「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について**令和6年度予算案に計上するとともに、社会福祉法人の生産性向上を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進するため、一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備、及び、設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施の支援に対する補助を行う**「社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業」について**令和5年度補正予算に計上したので、関係者への周知をお願いしたい。これらの施策の活用を通じて、**法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。**
- 昨年4月から稼働された「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」についてご了知いただくとともに、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、連携推進法人の活用が徹底されるよう、引き続きご指導お願いしたい。

## (2) 依頼・連絡事項

### 【2. 社会福祉法人制度改革関係】

- 「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、**平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた対応を徹底し、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。**特に、法人運営に課題を抱える法人については、引き続き、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。
- 不適正事案発生（又は疑い）を把握する契機として、形式チェックに止まらない現況報告書等による運営実態の把握も重要である。公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられることから、**適切な実態把握及び会計専門家の活用を含めた指導監査等にかかる適切な体制整備をお願いする。**
- 法人に対し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画内容の検討を行うよう依頼するとともに、計画を策定する法人の手続及び既に策定した計画の変更手続に遗漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。
- 国的好事例周知や地域協議会の活用、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の推進等による、**「地域における公益的な取組」を促す環境整備をお願いする。**
- 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用開始から5年以上経過したことを踏まえ、**計算書類等の届出について、昨年同様9月末を期限とすることを予定していることから、各法人の法定の届出期限（6月末）の遵守及び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。**併せて、本システムの分析に係る機能についても、積極的な活用をお願いしたい。

### 【3. その他】

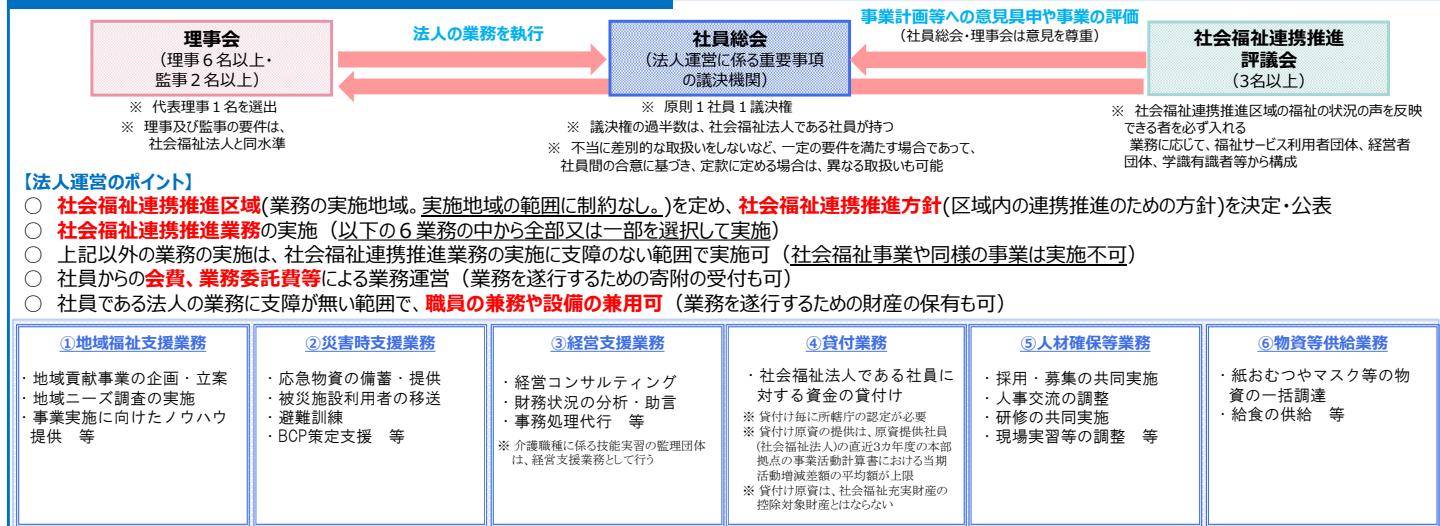
- 令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地における社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年2月に柔軟な取扱いを示している。**被災地における法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いしたい。**

# 社会福祉連携推進法人について

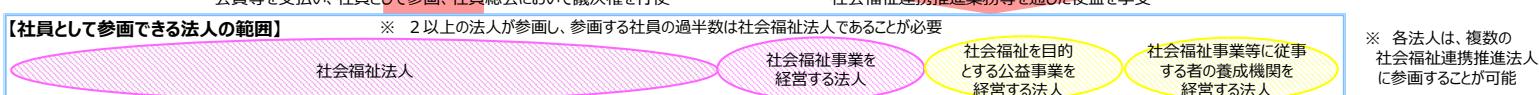
- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

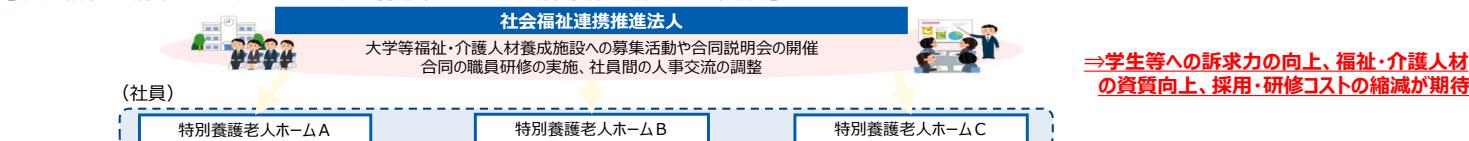
## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



指定都市の(都道府県知事、市長、区長)、厚生労働大臣のいずれか  
認定・指導監督



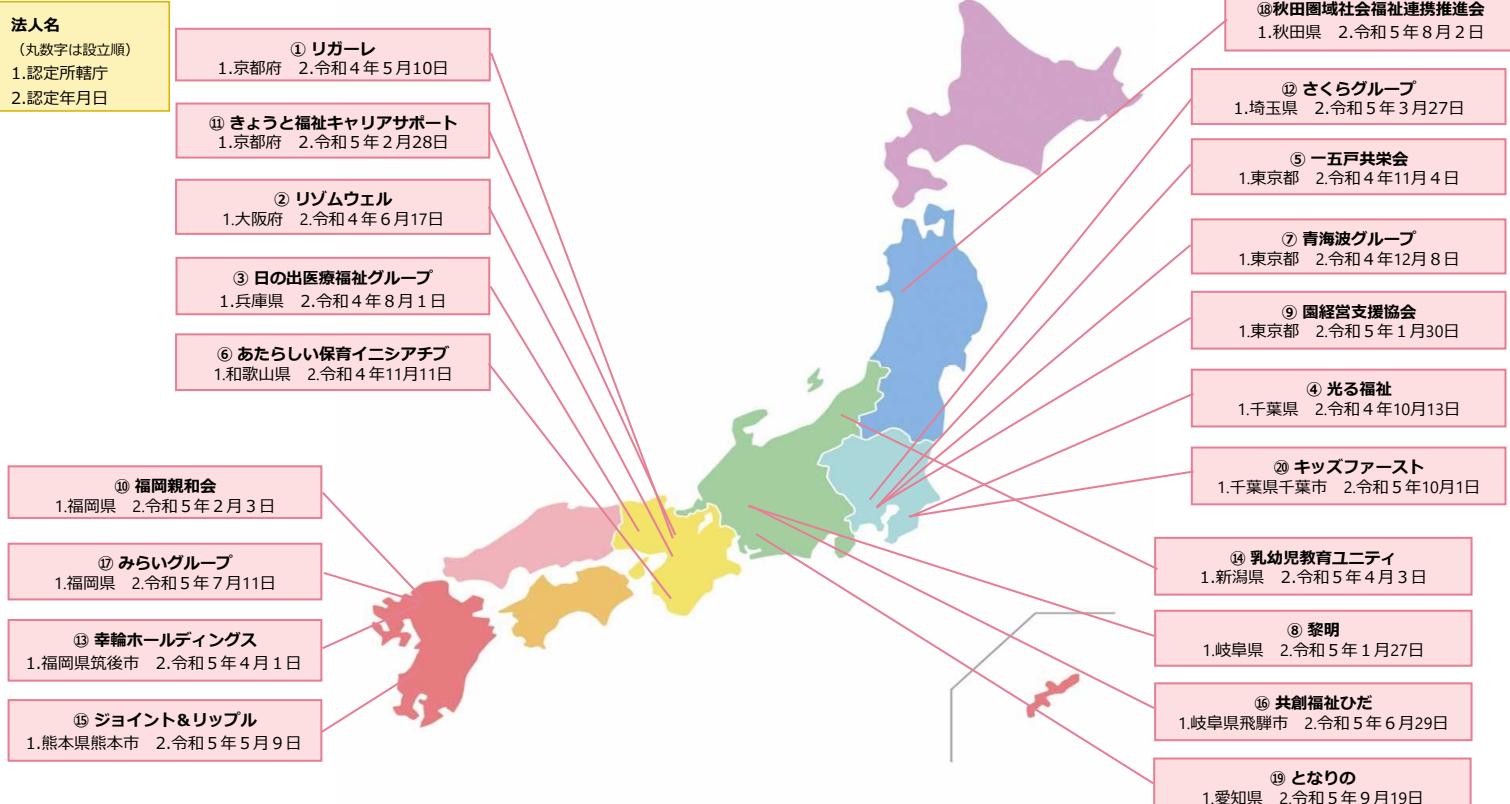
## 【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



## 社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年10月1日現在、認定があつた社会福祉連携推進法人は20法人 (※)。

(※) 令和5年9月19日認定の法人について、令和5年11月27日に報告があり追加。



# 「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和3年度に行われた制度の自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

## 社会福祉連携推進法人制度

### 社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。

施行に向け、制度のポイントや取組のインタビューを動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。

#### 関連動画

社会福祉連携推進法人制度の概要や、社会福祉法人の運営による問題点などを解説する動画としてまとめました。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員などではなく、福祉サービス事業者等が構成員・協働をするための組織等です。

制度の説明 実践者インタビュー

#### 関係法令・通知

##### 社会福祉連携推進

###### ● 認定、認可関係

PDF : 社会福祉連携推進法人の認定について（令和3年11月12日厚生労働省・保健医療局通知） [1M]

Word : [印刷用] 1～9種式 [89KB]

Word : [印刷用] 1～9種式 [42KB]

Word : [印刷用] 1～9種式 [52KB]

Word : [印刷用] 1～9種式 [58KB]

PDF : 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）について（令和4年2月10日事務連絡） [1MB]

Word : [印刷用] 1～9種式 [51KB]

PDF : 法人税法第2条第9項の2に規定する非営利型法人の運営を満たす社会福祉連携推進法人の定義について（令和3年11月12日厚生労働省・保健医療局通知） [56KB]

Word : [印刷用] 1～9種式 [49KB]

PDF : 「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）」について（令和4年2月10日事務連絡） [1MB]

Word : [印刷用] 1～9種式 [51KB]

● 会計関係

PDF : 社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年11月12日厚生労働省令第177号） [263KB]

PDF : 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取り扱いについて（令和3年11月12日厚生労働省・保健医療局通知） [492KB]

PDF : 「社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（令和3年11月12日厚生労働省・保健医療局通知）」 [54KB]



・情報配信サービス  
スマート登録



・子どものページ



・携帯ホームページ



・携帯版ホームページ  
スマート登録

## 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の138法人に設置(令和5年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,011法人/21,082法人(令和5年11月6日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 4,106億円(前年差20億円減) ※福祉基盤課調べ(令和4年10月1日時点)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.2% ※1,941法人(令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ)
	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 69.5% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和5年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 21件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和4年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

# 生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼とともに、管内の法人の取組状況の引き続きの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



## ▼ ▶ 掲載事例の例

### 断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。(栃木県内の事例)

### 制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。(岡山県内の事例)

### 生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。(静岡県内の事例)

### 生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一步踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。(京都府内の事例)

### 生活困窮者等に対する就労・外出支援

生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。(埼玉県内の事例)

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

## 令和6年能登半島地震の発生を踏まえた社会福祉法人の運営関係

- 令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地における社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年2月に以下の柔軟な取扱いを示している。
- 被災地における法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いする。

### 1. 予算・事業計画における理事会・評議員会の開催時期等の取扱い

→ 理事会・評議員会について、震災の影響が著しく開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催すれば足りることとした。また、理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があるが、震災の影響が著しく開催が困難な場合には、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応できることとした。

### 2. 理事会・評議員会のオンライン開催等の方法

→ 理事会・評議員会のオンライン開催の方法は、音声が即時に伝わり、適時的確な意見表明ができるよう、「社会福祉法人指導監査ガイドライン」において示すテレビ会議のほか、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段について示した。また、決議の省略は、理事・評議員全員からの事前の同意の意思表示がある場合に、法令等の定めるところにより可能であることを示した。

### 3. 震災の影響により、予算・事業計画関係のデータ等が消失したこと、書類の作成が困難な場合の取扱い

→ 予算・事業計画の書類について、震災の影響が著しく作成が困難な場合には、保留とするか、過去の報告書等をもとに暫定的に作成し、法人運営が正常化した際に、補正予算・事業計画変更等で修正をすれば足りることとした。

### 4. 今年度の補正予算編成についての取扱い

→ 年度途中で予算との乖離が見込まれる場合は、補正予算を編成する必要があるが、震災の影響が著しく編成が困難である場合は、補正予算について柔軟に取り扱うこととした。

### 5. 所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

→ 震災の影響が著しく、以下の書類の作成、所轄庁への提出期限(6月末日)等が困難な場合には、柔軟に取り扱うこととした。  
(1) 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書  
(2) 財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書  
(3) 社会福祉充実計画

### 6. 所轄庁の指導監査の周期

→ 震災の影響が著しい法人に対する指導監査については、所轄庁において延期も含め適切に判断し、これにより、やむを得ず監査の実施周期が3年を超えることは妨げないとした。

# 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

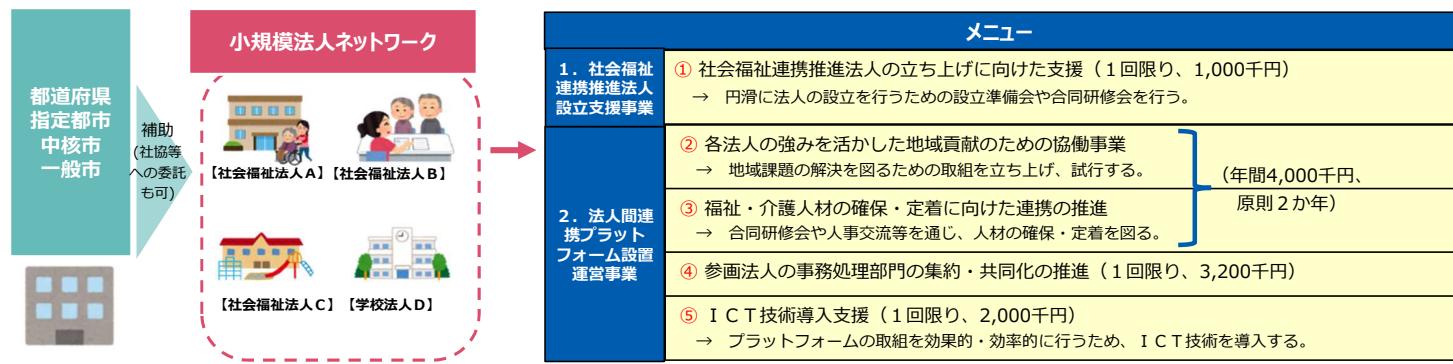
令和6年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

## 1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
  - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4～)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

## 2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



【○介護・障害福祉分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善】

施策名：社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算 75百万円

社会・援護局福祉基盤課  
(内線2220、2871)

### ① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上（職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など）を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

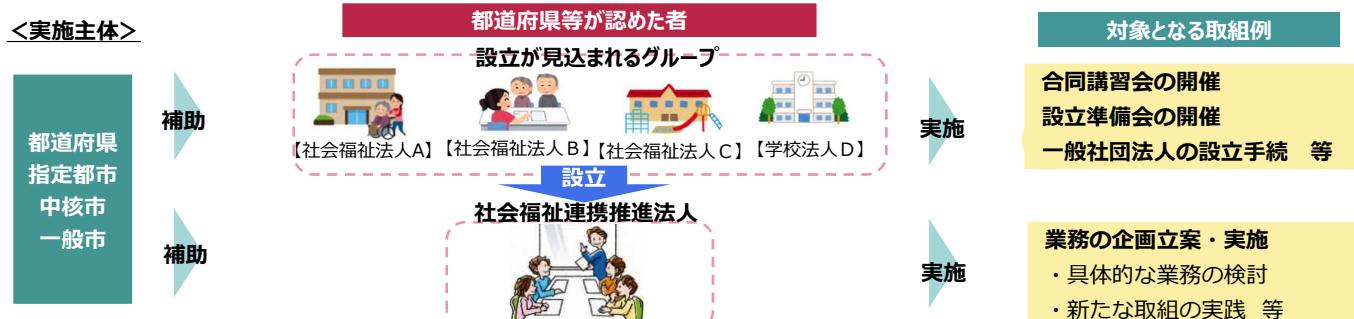
### ③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（具体的な業務の検討・実施。）の支援を強化する。

（1回限り、定額補助：100万円以内（現行）→250万円以内に拡充。）

### ④ 施策のスキーム

- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）



### ⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。

## 2 (1) 令和6年能登半島地震におけるDWAT・職員派遣等について

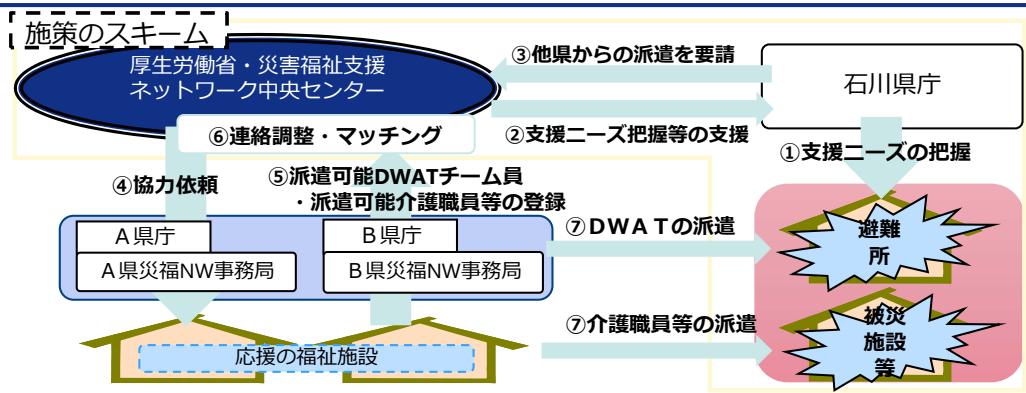
### (1) 現状・課題

- 1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災した社会福祉施設、1.5次避難所等において、高齢者等の要配慮者の福祉ニーズに応じるために、全国の都道府県や関係団体にご協力いただき、DWATや介護職員等の派遣を実施。1.5次避難所（金沢市）、七尾市、志賀町、輪島市、穴水町、能登町の避難所や支援要請のあった社会福祉施設において活動いただいている。石川県においても2次避難等を積極的に進めているところではあるが、避難生活等の長期化も見込まれることから引き続き必要な福祉ニーズに対応するための職員派遣を行っていくことが必要。

※ 2/27（火）現在、DWATは21道府県から派遣された74名が各地の避難所において相談支援等を実施。介護職員等の応援派遣は150名が1.5次避難所及び社会福祉施設において活動中。

### (2) 現在の取組

- 被災地域における社会福祉施設等の体制強化を図るため、厚生労働省及び中央センターにおいて、介護職員等の広域的な派遣体制を整備。
- 他県からの応援派遣可能な介護職員等の情報を集約。
- 被災県における施設等の受け入れニーズを把握した上で、マッチング等を行う。



### (3) 依頼・連絡事項

- 被災地における支援ニーズに応じて応援派遣を継続して実施する必要があるため、引き続き管内社会福祉施設等への依頼を含め、ご理解・ご協力ををお願いする。
- 当該取組における都道府県別の介護職員等の派遣実績については、3月末を目処に都道府県別に派遣実績をリスト化した情報を共有し、その後も適宜情報提供を行うこととしている。
- 当該派遣に係る災害救助費等の求償事務については、石川県と調整して、追って連絡する。

## 2 (2) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

### (1) 現状・課題

- 災害福祉支援ネットワークは全都道府県で構築、DWATは46都道府県で設置がされており、今年度中には全ての都道府県での構築・設置される見込み。

### (2) 令和6年度の取組

- 全ての都道府県で災害福祉支援ネットワーク構築及びDWAT設置がされる予定であり、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用した、保健医療との連携体制の構築や災害時に迅速に活動できるチーム員の養成・体制の整備の取組をさらに進めていく。
- 令和6年度予算案では、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業のメニュー事業である「保健医療との連携体制の強化（連携体制充実事業）」や「災害時において迅速に支援を実施する対応力の向上（災害対応力向上事業）」を図る取組を各都道府県で実施できる体制を確保することで、各種取組を促進する。
- また災害福祉支援ネットワーク中央センター事業では、従来から行っている全国研修・ブロック会議の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築や都道府県における保健・医療・福祉の連携強化の取組を進めていく。

### (3) 依頼・連絡事項

- 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の基本事業に加え、「連携体制充実事業」や「災害対応力向上事業」を積極的に実施いただき、一層の体制強化に向けた取組をお願いする。
- 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）については、令和6年能登半島地震の対応を踏まえた検討を進めており、改正次第追って通知するのでご了知願いたい。
- なお、令和5年度における全国研修については、3月中に全国社会福祉協議会のHPで研修内容の動画配信を行うこととしているので、積極的な受講をお願いする。

## 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワーク・災害派遣福祉チーム(DWAT)ともに、令和5年度中に全都道府県で構築・設置予定(うちDWAT活動実績があるのは32道府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	◎	石川県	○	◎	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	○	◎	広島県	○	◎
岩手県	○	◎	山梨県	○	◎	山口県	○	○
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	◎
秋田県	○	◎	岐阜県	○	◎	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	◎	高知県	○	○
茨城県	○	◎	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	◎	滋賀県	○	◎	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	◎	熊本県	○	◎
千葉県	○	◎	兵庫県	○	○	大分県	○	◎
東京都	○	○	奈良県	○	○	宮崎県	○	◎
神奈川県	○	◎	和歌山県	○	3月中旬設置予定	鹿児島県	○	○
新潟県	○	○	鳥取県	○	◎	沖縄県	○	○
富山県	○	◎	島根県	○	◎			

※◎はDWAT活動経験あり。

令和6年2月現在 厚生労働省調べ

## 2（3）社会福祉施設等の被災状況の把握について

### （1）現状・課題

- 近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要となっている。このため、令和3年度から災害時情報共有システムの運用を開始しており、当該システムの操作に習熟してもらうため、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施している。

### （2）令和6年度の取組

- 災害発生時においては、災害の規模等に応じて災害時情報共有システムを活用し、迅速に社会福祉施設等の被害状況の把握、適切な支援につなげていく。
- 当該システムによる報告が迅速に行われるよう、引き続き、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施していくが、中長期的な視点に立ち、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、災害時に被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう引き続き「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」に基づき訓練を実施する。

### （3）依頼・連絡事項

- 災害が発生した際に、迅速に社会福祉施設等が被害報告を行えるよう、改めて管内市町村、社会福祉施設等に対して当該システムについて周知をお願いしたい。また、周知の際には、操作マニュアルや説明動画についても積極的にご活用をいただきたい。
- 令和6年度の災害時情報共有システムの訓練スケジュールについて、今年度末にお示しする予定である。管内市町村、社会福祉施設等への事前の周知及び訓練当日の対応について、ご協力ををお願いしたい。なお、各自治体が自動的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

## 2 (4) 福祉サービス第三者評価事業等について

### (1) 現状・課題

- 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。
- 社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされている。
- しかしながら、第三者評価の受審状況には、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でバラツキが見られる。

### (2) 令和6年度の取組

- 引き続き、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修の指導者等を対象とした研修を実施するなど、福祉サービス第三者評価事業の普及や質の向上に取り組んでいく。
- 全国社会福祉協議会がとりまとめた「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書（令和3年度）」及び「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会報告書（令和4年度）」の内容について、委託事業により精査し、社会福祉サービスの質の向上に必要不可欠な課題を整理した上で、必要な対応を検討引き続き実施していく予定。

### (3) 依頼・連絡事項

- 福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。

## 3 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について

### (1) 現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

### (2) 令和6年度の取組

- 令和6年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に掲げられている、保育や介護の受け皿の整備の推進や、国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定。

#### 《貸付条件の見直し内容》

##### ① 新規事項

- G X実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置  
△対象施設については、融資率を95%、貸付利率を基準金利同率とする。
- 精神科病院の整備事業に係る融資条件の優遇措置  
△病床削減を伴う精神科病院の施設整備と一体的に整備する共同生活援助事業に対し、融資率を90%とする。
- 産後ケア事業に係る融資制度の創設  
△貸付対象事業に産後ケア事業を追加する。

##### ② 継続事項

- 障害福祉サービス事業の整備に係る融資条件の優遇措置  
△優遇措置を継続する。

### (3) 依頼・連絡事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

# 連絡事項

# 第1　社会福祉法人制度等について

## 1　社会福祉連携推進法人制度について

### (1) 社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について

令和4年4月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、令和5年10月1日時点で、20法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能である。

この連携推進法人は、2以上の法人が社員として参画し、以下の6つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている中、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できる。

事実、昨年2月9日に開催した「社会福祉連携推進協議会」の参加法人に

対するアンケート（複数回答、n=625）によれば、連携推進法人に期待することとして、「人材確保」（418 法人）が一番多く、「災害時対応の強化」（400 法人）、「経営基盤の強化・経営ノウハウの共有」（395 法人）、地域貢献の強化（386 法人）、「事務処理の効率化」（254 法人）、「物資の共同調達」（200 法人）、「法人のブランディング」（106 法人）と続いている。

なお、連携推進法人の概要資料や関係通知、昨年 2 月 9 日に開催した「社会福祉連携推進協議会」の様子も含め、連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて随時公表させていただく予定であるので、ご参考いただきたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

さらに、「社会福祉連携推進法人の活用促進に関する調査研究事業」（令和 5 年度の社会福祉推進事業）において、社会福祉連携推進法人の好事例集や認定申請手続きのマニュアルを作成し周知させていただく予定であるので、ご参考いただきたい。

## (2) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなる。（1）においてお示しした本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただくとともに、管内関係者からの設立相談や申請の円滑な受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引

き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、連携推進法人の立ち上げに当たって、設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要となる経費にかかる補助として、「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」を、引き続き「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のメニューとして計上しているほか、同補助金のメニューである「法人間連携プラットフォーム設置運営事業」において、連携の試行をすることも可能である。

さらに、令和5年度補正予算に計上された、社会福祉連携推進法人の設立費用等の補助の上限を100万円から250万円に拡充する「社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業」について、一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（具体的な業務の検討・実施。）の支援を強化するため、所要の予算額を確保したところである。

希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、本補助金の活用の推進など、引き続きの支援をお願いしたい。

なお、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連携推進法人に対する一般監査について、令和5年度から順次実施することから、「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」（令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえつつ、対応に遺漏ないようお願いしたい。

### (3) 「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」について

連携推進法人についても、法人と同様、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」を、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）において、令和5年4月1日から運用しており、連携推進法人に係る届出書類等については、「社会福祉法人の情報の公表等について」（令和4年10月18日社援発1018第4号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、本システムにおいて情報の公表等を行うこととしていることから、引き続き、連携推進法人に対し利用の徹底をお願いする。

なお、福祉医療機構より、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁に対して別途連絡しているとおり、本システムの稼働に当たっては、法人基本情報の登録等の事前の手続きが必要であることから、手続きに遗漏ないようお願いするとともに、運用スケジュール【参考資料1】も参照しつつ、適切に進捗管理を図られるようお願いしたい。

## 2 社会福祉法人制度の運営について

### (1) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号。以下「平成28年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

こうした改革は、各法人が改革の趣旨を十分に理解し、その取組を着実に実施することで順調に成果を上げていると認識しているが、近年、法人制度を逸脱した行為が報道され問題となっているところ。

報道によれば、法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻した事例のほか、理事を変更する見返りに金銭の授受があったとして贈収賄の疑いで逮捕された事例、理事長らが法人の資金を横領したとして業務上横領の疑いで逮捕された事例があった。こうした事例は、極めて不適切であり、法人制度への信頼を失墜させる行為である。

こうした事案の再発を防止するため、今一度、管内法人に対し、法人制度改革の趣旨の徹底をお願いするとともに、毎年度提出される計算書類を確認する際や法人内外からの不適切事例に関する情報を得た際には、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。

### (2) 法人に対する指導監査の適正な実施について

(1) で挙げたような不適切事例への対処に当たっては、所轄庁による日常的な指導や監査が適正に実施されることや、所轄庁の体制整備が極めて重要である。

法人の指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援

発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号社会・援護局長等関係局長連名通知。) の別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下「指導監査要綱」という。)により実施している。これは、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自立性を前提とした上で、監査の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図ったものであるので、今後も、その趣旨を踏まえるとともに、法人から届出される現況報告書等について、形式的な確認にとどめることなく、その内容に踏み込んで確認すること、具体的な内容の通報・告発が続くなど、不適切な運営が疑われる法人に対しては躊躇することなく特別監査の実施を検討すること、また、一般監査について、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせて行う等の手法の柔軟化も含めた適切な法人の指導監査の実施をお願いする。なお、この場合、法第 56 条第 2 項に定める身分証の掲示について、オンラインにより行うことも可能である。

また、その結果の開示については、指導監査要綱 5 (7)において、指導監査が法人運営の適正化のみならず、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることから、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいとしていることも踏まえた対応をお願いする。

なお、所轄庁の体制整備としては、公認会計士及び税理士(以下「会計専門家」という。)を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられる。令和 5 年度において、会計専門家の活用を行っている所轄庁は 280、活用していない所轄庁は 500(n=780。福祉基盤課調べ)であった。地方交付税(道府県及び市単独分)においては、平成 28 年改正法施行を踏まえた法人に対する指導・監督の強化のため、会計専門家からの助言を得るための経費を含む、所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費が引き続き計上されているところであり、既活用の所轄庁における活用状況【参考資料 3】も踏まえ、予算当局とも相談しつつ、会計専門家の活用を検討いただくとともに、(6)において後述する「社会福祉法人の財務諸表

等電子開示システム」の分析に係る機能の活用も併せ、法人に適時に必要な指導を行えるよう、適切な体制の整備をお願いする。

併せて、指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめたので、ご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。【参考資料4】

### (3) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や使途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。該当する法人に対しては、令和5年度決算の見込みを踏まえつつ、追ってお示しする令和6年度版「社会福祉充実残額算定シート」も活用するなど、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画の内容の検討を行うよう依頼するとともに、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和4年1月5日社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「積極実施通知」という。）において、「社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたい。」としていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手続及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。

また、地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、法において「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならぬこととされており、法人にお

いて、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするため、各地域において「地域協議会」を設置するものとしている。この地域協議会については、265 所轄庁（うち単独設置 90 所轄庁、他の協議体を活用 175 所轄庁）において設置されているものの、505 所轄庁に未設置（n=770。令和 5 年度福祉基盤課調べ）となっている。この地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めしていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることにも資するものである。効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されていることから、引き続き体制整備をお願いする。既設置の所轄庁の状況については、【参考資料 2】においてお示ししているので、参照いただきたい。

#### (4) 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」旨の責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日社援基発 0123 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示ししている。この「地域における公益的な取組」については、現況報告書への記載が全法人の 7 割程度（福祉基盤課調べ）となっており、実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導をお願いする。

また、所轄庁において、法人の取組を促す環境整備を進めていくことも重要であり、その状況について照会したところ、管内法人の取組を促す環境整備を行っている所轄庁は 229、行っていない所轄庁は 537（n=768。令和 5 年

度福祉基盤課調べ) であった。環境整備を行っていると回答した所轄庁においては、「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」(令和4年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)の周知や、管内における好事例の周知、指導監査の機会を通じた助言等の対応を実施しており、そのほか、地域協議会を活用し、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供を行うことや、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用により小規模法人の取組を推進することも有効であると考えられる。積極実施通知において、「新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、地域における福祉サービスの主たる担い手である法人への期待は益々高まっていることから、法人においては、地域の孤独・孤立対策や困窮者対策に一層ご尽力をいただきたい」旨お示ししていることも踏まえ、こうした取組により、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

#### (5) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成28年改正法に基づき、福祉医療機構において運用を行っている。昨年11月6日現在で、21,082法人のうち、21,011法人(99.7%)が本システムによる現況報告書等の届出を行っており、昨年度(99.7%)と引き続き活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げるとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

本システムにおいて届出された現況報告書については、福祉医療機構を通じ、よく見られる誤りの一覧を昨年4月1日に送付しているが、本システムは、国民に対する法人に関する情報に係るデータベースであることを踏まえ、引き続き、内容についての十分な確認をお願いするとともに、令和6年度の運用スケジュール【参考資料5】について、システムの運用開始から5年以上経過したことを踏まえ、届出期限について、昨年同様9月末を予定していることから、各法人の法定の届出期限(6月末)の遵守及

び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。

また、本システムは、現況報告書等の公表のほか、分析に係る機能も備えているところであり、令和5年度の届出に基づく法人の運営状況等についても、全国の法人データの集約結果【参考資料6】を掲載するとともに、所轄庁マイページにおいて、管内法人のデータを集約したCSVデータを掲載予定である。法第59条の2第2項において、都道府県は、管内の法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされており、現に個別の法人の監査時の参考データとして活用している所轄庁も多くある（245/736所轄庁。令和5年度福祉基盤課調べ）ことから、本データの積極的な活用をお願いしたい。なお、当該分析機能については、都道府県における調査及び分析の質を担保し、法人の一層の運営の透明性の向上を図るための改修を行い、令和5年度決算より指導監査に拠らず、管内法人の経営悪化の状況等を即时に捉えることが可能となる予定である。

#### （6）会計監査人の設置及び会計専門家による支援について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

令和5年度の現況報告書によれば、特定社会福祉法人430法人、会計監査人の設置義務のない任意設置の138法人の合計568法人が会計監査人を設置している。今後も、特定社会福祉法人における会計監査人が適切に選任され、適切な会計監査が行われるよう、法人に対し、必要な指導をお願いする。

また、会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししているとおり、法人の事

業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の2つの区分により実施していただくこととしている。

① 将来的に特定社会福祉法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援

② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」

- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に有効なものであるため、未実施の法人に対し、積極的な活用を促していただきたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、指導監査要綱により、一般監査の実施の周期の延長等を行うこととされているので、改めてご了知の上、管内法人に対して周知いただきたい。

### 3 その他

#### (1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和6年度予算案) 及び「社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業」(令和5年度補正予算) について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的とするものであり、令和6年度予算においても、引き続き所要の予算額を確保したところである。

さらに、令和5年度補正予算に計上された、社会福祉連携推進法人の設立費用等の補助の上限を100万円から250万円に拡充する「社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業」について、一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（具体的な業務の検討・実施。）の支援を強化するため、所要の予算額を確保したところである。

これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、  
引き続き推進いただきたい。

#### (2) 法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額30万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の1/5以上等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は厚生労働省HP（[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikat](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat)

[suhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html](http://suhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html)) を参照。)

都道府県においては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いする。

### (3) 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATFでは、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として2012年に第4次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、令和2年の審査団による訪日審査の報告書（令和3年8月30日公表）については、「FATF第4次対日審査報告書の公表等について」（令和3年9月6日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、内容の周知をお願いした。

令和4年度においては、引き続き、行動計画を着実に実施するため、

- ・ 「令和4年度社会福祉法人指導監査担当者研修会」（令和4年5月24日）におけるリスク評価結果の周知
- ・ 令和4年10月18日付けで「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成30年7月2日社援基発0702第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「海外事業通知」という。）を一部改正し、海外事業を行う法人について、現行の定款への記載及び計算書類の区分経理のほか、新たに現況報告書への海外事業の実施内容の明記を規定
- ・ 「『社会福祉法人による海外事業の実施等について』別紙1第2の3の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和4年12月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、海外事業通知の改正趣旨や公益法人におけるテロ資金供与対策について周知

等の対応を行ったところ。

令和 5 年度においても、引き続き、行動計画を着実に実施するため、

- ・ 「令和 5 年度社会福祉法人指導監査担当者研修会」（令和 5 年 5 月 24 日）において、現況報告書に記載された実施内容を確認し、適切に対応するよう周知
- ・ 令和 6 年 2 月 16 日付けで、「海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について」を発出し、海外事業を実施している社会福祉法人等を対象にモニタリングの実施をするよう周知【参考資料 7】等の対応を行ったところ。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

#### （4）令和 6 年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する Q & A について

今般、令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、被災地における社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年 2 月に柔軟な取扱いを示す事務連絡を発出したところであるので、管内の社会福祉法人に対して周知いただくとともに、被災地における法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いしたい。【参考資料 8】

## 第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

### 1 令和6年能登半島地震におけるDWAT・職員派遣等について

1月1日に発生した令和6年能登半島地震につきまして、各都道府県のご担当者におかれでは、被災地の支援に大変な御尽力をいただき、この場を借りて感謝申し上げる。

厚生労働省では、災害福祉ネットワーク中央センターと連携し、介護福祉士等の専門職で編成される災害派遣福祉チーム（DWAT）の広域派遣の調整を行い、避難所における相談支援などの福祉的な視点からの支援を実施している。避難所等においては、今後も福祉的支援のニーズが継続する可能性もあるため、DWAT派遣へのご理解・ご協力をお願いする。

また、介護職員等が不足している社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣を進めるため、都道府県を通じ、市町村、関係団体、社会福祉法人等に対し、応援派遣への協力をお願いしている。都道府県のご担当者におかれでは、引き続き関係団体等と調整をしていただき派遣可能な職員の登録へのご協力をお願いする。

### 2 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置について

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和5年2月現在、全都道府県においてネットワークが構築、46都道府県において災害派遣福祉チームが設置されており、令和5年度中には全ての都道府県において構築・設置される見込みである。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していく

ことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。

また、令和3年の7月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡DWATが、約2か月にわたり県内の避難所3か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での要配慮者の生活を支える上での福祉ニーズへの的確な対応が行われた。令和5年7月の梅雨前線による大雨の際には、大分県において、17日間で延べ63名の大分DWATのチーム員が日田市内避難所へ初派遣された。平時より行政・保健師と顔の見える関係作りに取り組んでおり、DWATチーム員は避難所の環境整備や被災者へのスムーズな相談支援を行なった。

厚生労働省では、全ての都道府県でのネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指すとともに、災害時の避難所における福祉支援を円滑に実施できるよう、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知（令和5年3月31日一部改正）の別添）を策定している。また、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）は令和6年度予算案において2億円（対前年度1億円増）を確保しており、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練等に係る経費について補助を行っているのでご活用いただきたい。なお、現時点での補助単価についての変更は予定していない。また、令和4年度から、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）を設置し、平時にはネットワーク事務局員や災害派遣福祉チーム員向けの全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築等の検討を行い、災害時には災害派遣福祉チームの都道府県間の派遣調整等を実施することができるので、ご承知おき願いたい。

全国でネットワークの構築がされたところだが、災害派遣福祉チームの派遣実績のない都道府県もまだ多いことから、前述した補助金を活用した派遣実績のある道府県との

意見交換や合同研修、中央センターが実施するブロック会議や研修の場を活用した情報共有や意見交換を積極的に行っていただきたい。

なお、ガイドラインについては、一部改正に向けた検討を進めているところであり、改正次第追って通知する。

### 3 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号（令和5年10月20日一部改正））に基づき、従前から行っている被災状況整理表を用いた報告方法に加え、災害発時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した報告を令和3年度から開始している。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、令和3年度から災害時情報共有システムの訓練を実施してきたところだが、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう「災害時情報共有システムの5ヵ年訓練計画について」（令和5年3月30日付事務連絡）において、全自治体を対象とした令和5年度から令和9年度にかけての5ヵ年訓練計画を都道府県別にお示しした。当該計画に基づき今年度から訓練を実施しているので引き続きご協力をお願いしたい。来年度の訓練スケジュールは年度内に別途お知らせするが、実施時期を早めて行うこととしているのでご承知置きいただきたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

また、災害時情報共有システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をいただきたい。

#### ○児童関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>

#### ○障害児・者関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

#### ○高齢者関係施設等説明資料

URL: [https://www kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action\\_kanri\\_stati c\\_help=true](https://www kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/00/index.php?action_kanri_stati c_help=true)

## 4 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等（こども家庭庁へ移管されたものを除く。以下同じ）の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和5年度補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

### （参考1）

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（社会福祉施設等）  
令和5年度補正予算 137億円  
社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

### （参考2）独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95%（通常70～80%）	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率（据置期間中無利子） 【高台移転等整備】 全期間無利子	

- ※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする  
※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

## 5 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、令和4年8月に公表した社会福祉施設等の耐震化状況調査結果（<https://www.mhlw.go.jp/content/000978180.pdf> 参照）によれば、令和2年3月末時点の耐震化率は92.5%（耐震済棟数約21.8万棟／全棟数約23.6万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策として、耐震化対策の取組を推進することとしており、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

また、令和3年度末時点の耐震化状況調査について、一部自治体へ修正等の依頼をしているので、速やかな対応について改めてご協力をお願いする。

## 6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成30年12月1日時点）によれば、未だ一部施設において、「ばく露の恐れのある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期すようお願いする。

また、令和3年12月1日時点のアスベスト使用実態調査について、一部自治体へ修正等の依頼をしているので、速やかな対応について改めてご協力をお願いする。

## 第3 社会福祉施設等の運営等について

### 1 福祉サービス第三者評価事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者自らが施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下、「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど、一部改正を行っている。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただくとともに、令和元年度から第三者評価機関の認証は更新制となっており、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、感染対策を徹底しつつ更新時研修の実施について引き続き遗漏なく取り組んでいただくようお願いする。

また、第三者評価の受審状況を見ると、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でばらつきが見られるところである。社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい【参考資料9】。

(参考3)

<全国推進組織（全国社会福祉協議会）ホームページ>

<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/> (評価基準について)

<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

[http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

## 2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日付け社援第1354号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和6年度予算案において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増える傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする【参考資料10】。

## 3 社会福祉施設サービスの質の向上にむけた取組について

「福祉サービス第三者評価事業」等については、全国社会福祉協議会において令和3年度に「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」、令和4年度に「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が開催され、それぞれ報告書がとりまとめられたところである。

令和5年度においては、これら2つの検討会報告書の内容を精査し、各事業の実態把握と課題整理のためのアンケート調査等を実施している。令和6年度においても必要な対応について検討していくこととしているので、ご了知いただきたい。

## 第4 感染症の予防対策について

### 1 インフルエンザ等への予防対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和5年10月13日付感感発1013第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）に沿って、適切な対応をお願いする。

新型コロナウイルス感染症については令和5年5月8日から5類感染症へ移行され感染対策の実施は各社会福祉施設等の判断が基本となるが、手洗い等の手指衛生や換気など基本的な感染対策は引き続き有効であり、上記インフルエンザ対策としても有効であることを踏まえ、引き続き適切な対応をお願いする。

### 2 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考4)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ（総合ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/infuienza/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/infuienza/index.html)

- ・令和5年度 今シーズンのインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和5年度インフルエンザQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/infuienza/QA2023.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/infuienza/QA2023.html)

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf)

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

### 3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制

限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考5)

<参照通知等>

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」  
(令和3年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂:令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/k\\_anren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/k_anren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)(令和5年4月28日一部改正)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」  
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成26年7月改訂)  
<https://vhf.j.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A)(平成26年7月改訂)  
<https://vhf.j.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」  
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスの安定的かつ効果的な提供に資するよう、福祉・医療の向上を目指す民間活動を応援しているところである。

福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### 1 福祉貸付事業について

#### (1) 令和6年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和6年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の方針に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定なので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。



#### 《貸付規模》

資金交付額 2,515 億円（うち福祉貸付分 1,454 億円）

## 《貸付条件の見直し》

### ① 新規事項

- ・ G X実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置
  - \* 融資率：95% \* 貸付利率：基準金利
- ・ 精神科病院の整備事業に係る融資条件の優遇措置（※）
  - \* 融資率：90%

※病床削減を伴う精神科病院の施設整備と一体的に整備する共同生活援助事業に限る
- ・ 産後ケア事業に係る融資制度の創設
  - \* 貸付の相手方：法人 \* 償還期間：20年以内
  - \* 融資率：80% \* 貸付利率：基準金利～基準金利+0.8%

### ② 継続事項

- ・ 障害福祉サービス事業の整備に係る融資条件の優遇措置
  - \* 優遇融資の継続

## (2) 協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、福祉貸付全般に導入している。協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から福祉医療機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資することであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、福祉医療機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。福祉医療機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

### (3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が福祉医療機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和6年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりととした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、福祉医療機構融資の借入申込予定者に対しては、福祉医療機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに福祉医療機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

## 2 福祉医療経営指導【経営サポート】事業について

福祉医療機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。



各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、福祉医療機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照いただきたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組の実施に加え、近年では、社会福祉法人の指導監査を行う所轄庁担当者に対して、指導監査時のチェックポイントや経営分析に必要な知見を情報提供する「行政担当者向けセミナー」を地方公共団体と共に共催しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） ([https://www.wam.go.jp/hp/gyousei\\_shien/](https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/))

#### （参考）経営サポート事業の概要

##### 1. リサーチ業務

###### ① 「リサーチレポート」の公表

各種調査を実施し、福祉・医療施設を運営される事業者の方々にとって、有益となる経営情報を発信しているのでご活用願いたい。（機構のホームページに掲載）

[\(https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r5/\)](https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r5/)

（例）

###### 【アンケート調査】

- ・ 過疎地における保育所・認定こども園の経営良好先の取組み事例
- ・ 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査

###### 【建設費に関するレポート】

- ・ 福祉・医療施設の建設費の動向

###### 【経営状況に関するレポート】

- ・ 施設別レポート

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護医療院などの経営状況

- ・ 法人（開設主体）のレポート

社会福祉法人、医療法人の経営状況

###### ② 「経営動向調査」の公表

四半期に1度、現場の経営実感を調査し結果を公表

- ・ 社会福祉法人経営動向調査 … 社会福祉法人、特別養護老人ホーム
- ・ 病院経営動向調査 … 病院および医療法人

###### ③ 「経営分析参考指標」の発行

決算データを基に14施設・サービスと法人（開設主体）の経営状況について、分析結果を取りまとめて計15種類の経営分析参考指標を発行。ホームページにはダイジェスト版を掲載。

- ・高齢者福祉サービス  
「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」
- ・児童福祉サービス  
「保育所・認定こども園」
- ・障害福祉サービス  
「障害福祉サービス（日中活動系サービス）」「障害福祉サービス（居住系サービス）」「障害福祉サービス（児童系サービス）」
- ・医療系サービス  
「病院」「介護老人保健施設」「診療所」
- ・法人  
「社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人」

## 2. セミナー業務

- ・専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・令和5年度はオンライン配信を中心としながら、一部セミナーは集合形式とオンライン配信を併用して開催。  
([https://www.wam.go.jp/hp/keiei\\_seminar\\_goannai/](https://www.wam.go.jp/hp/keiei_seminar_goannai/))

## 3. コンサルティング業務

### ① 経営診断

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う経営診断を実施。

### ② 経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がりを提示。

### ③ 人事給与分析プログラム

- ・機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

### ④ 介護医療院移行支援プログラム

- ・介護医療院への円滑な移行を支援するため、周辺環境分析や収支状況を踏まえた、移

行時における施設経営で参考となるデータや検討材料等を提示。

⑤ 個別支援プログラム

- ・法人が現在抱えている課題について、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

### 3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

#### (1) 令和6年度予算案

283 億円（国庫補助額）



#### (2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和5年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれでは、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和6年度における被共済職員1人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

#### (3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているところである。

令和6年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については、見直しを予定しており、令和6年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定めることとしているので御留意願いたい。

#### (4) 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる

規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが、管内及び今後設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

#### (5) 新退職手当共済システムについて

退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる新たな退職手当共済システムの整備を進めているところである。

新システムの本格稼働は令和7年1月を予定しているが、新システムへの移行に伴う各種手続き等の変更点については、令和6年10月を目途に福祉医療機構から共済契約者や関係機関等に対して周知する予定であるので御留意願いたい。

なお、新システムでは、共済契約者から福祉医療機構へ各種届出が直接提出できるようになるため、新システムへの移行に伴い、福祉医療機構と都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等との退職手当金の支給事務に係る業務委託契約は終了する予定であるので御留意願いたい。

## 4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NETは、福祉保健医療に関する各種情報を幅広く総合的に提供するサイトであり、各種行政情報や福祉サービス評価情報、全国各地の福祉医療に関連するニュースなどの情報を一元的に提供するほか、行政との連携により、各種情報公表システムや災害時情報共有システムを運用しており、令和4年度のヒット件数は約2.7億件に上るなど、幅広い利用者に活用されている。

(<https://www.wam.go.jp/>)



(参考) WAM NETで運用中の情報システム

- ・財務諸表等電子開示システム  
(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人)
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）
- ・災害時情報共有システム（児童・障害）

上記システム以外にも、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」も提供している。これらについては、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、地域の企業等における人事労務担当者や従業員の方々にも広く活用いただけるコンテンツとなっているため、各都道府県等におかれましてはホームページにリンクを掲載いただくほか、管内市区町村へのリンク掲載の周知をお願いしたい。

※ WAM NETの基盤は高度な情報セキュリティを確保するため、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に準拠したクラウドサービスを活用しており、デジタル・ガバメント化の推進にも寄与している。

## ここ de サーチ

子ども・子育て支援情報公表システム

### ここdeサーチ

(こども・こそだての情報は「ここdeサーチ」で!)

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

## 障害福祉サービス等情報検索

### WAM NET

障害福祉サービスをお探しの皆様へ  
障害福祉サービス等情報検索サイト

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

最寄り駅や職場近くの  
子の預け先が知りたい  
親の介護が必要に。  
まずどこに相談すれば…  
障害のある子を預かる  
事業所を探すには…

## 子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル

両立支援に役立つたくさんの情報を  
わかりやすくまとめています。

ぜひ、ご活用ください！

2023.10 Renewal



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/bowac/>

掲載されているコンテンツの一部をご紹介します。

### 保育所等をお探しの方へ

#### ここdeサーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)

お住まいの地域の保育所や  
認定こども園、幼稚園などを  
検索できます。

全国 **6.0万** 件の情報を掲載

※ 本システムはこども家庭庁からの委託によりWAMが運営しています。

※ 数値は令和5年3月現在の概数です。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

### 実家のご両親の介護等のご相談は

#### 介護離職ゼロの実現に向けて

介護保険制度や相談窓口、  
仕事と介護の両立支援情報等  
をご案内しています。

相談窓口となる地域包括支援センター

全国 **7.4千** 場所

プランチ・サブセンターを含む

※ 数値は令和4年4月現在の概数です。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/kaigozero/>

### 障害のあるご家族やご本人のために

#### 障害福祉サービス等情報検索

お近くの障害福祉サービス  
事業所を検索できます。

全国 **15.9万** 件の情報を掲載

※ 本システムは厚生労働省からの委託により  
WAMが運営しています。

※ 数値は令和5年3月現在の概数です。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

#### しょうがい共済 (障害者扶養共済制度関連情報)

障害のあるお子さまへ、保護者  
逝去後に終身上乗せ年金を  
支給します。

年金受給者 **5.9万** 件

制度加入の保護者 **5.7万** 件

※ 数値は令和5年3月現在の概数です。

▼ 実施主体は都道府県・指定都市です。  
WAMは厚生労働省の指導・監督のもと、都道府県・指定都市が  
加入者に対して負う共済責任を保険します。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/syogaifuyou/>



WAM NETは、独立行政法人福祉医療機構が運営する  
福祉保健医療の総合情報サイトです。

<https://www.wam.go.jp/>



## 5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行うことにより、地域共生社会の実現に向けて必要な支援をするとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

※令和6年度事業の募集は既に終了（例年、前年度の12月下旬から1月下旬に募集）。

福祉医療機構のホームページにおいて、地域福祉の向上に資する優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー）から、これまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているので参照されたい。

また、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども分野を中心としたNPOによる取組事例等を紹介したWAM助成シンポジウムをオンラインで開催したほか、事業の具体的な計画づくりを学ぶためのWAM助成学習会についてもオンラインで開催した。これらの動画についても、福祉医療機構ホームページに掲載しているので参照されたい。

- ・WAM助成シンポジウム「こどもまんなか社会の実現を目指して

～地域を巻き込むNPOの在り方～」

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/r5\\_wam\\_josei\\_symposium/\]](https://www.wam.go.jp/hp/r5_wam_josei_symposium/)

- ・WAM助成学習会「具体的な計画をつくるには？」

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/npo\\_learning\\_20231207/\]](https://www.wam.go.jp/hp/npo_learning_20231207/)

- ・WAM助成 e-ライブラリー

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/\]](https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/)

福祉医療機構のNPOリソースセンターでは、助成相談窓口を随時開設しており、民間団体の困りごと等の相談に対応している（助成相談窓口 03-3438-4756）。各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しつつ、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。



# 參 考 資 料

## 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム 2024年度 運用スケジュール（全体イメージ）

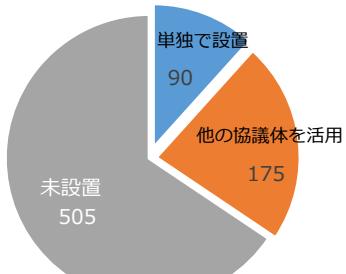
区分	2024年																													
	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
社会福祉連携推進法人																														
認定所轄庁																														
都道府県																														
福祉医療機関																														

3月31日まで、システムから入力シートの届出・提供はできません。

## 地域協議会の設置状況等について

- 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行つては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにする必要であることから、各地域において「地域協議会」を設置することとなっている。
- 地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であつても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることにも資するものである。
- 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されている。令和5年度における所轄庁の設置状況等については以下のとおり（令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

## 1. 地域協議会の設置状況

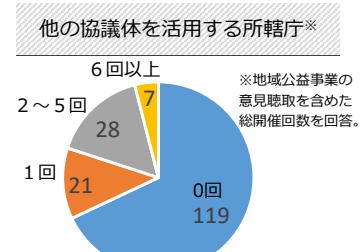
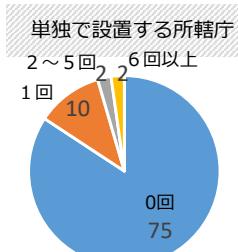


地域協議会を設置する所轄庁：265  
(n=770)

## 2. 地域協議会の運営主体



## 3. 地域協議会の令和4年度開催回数



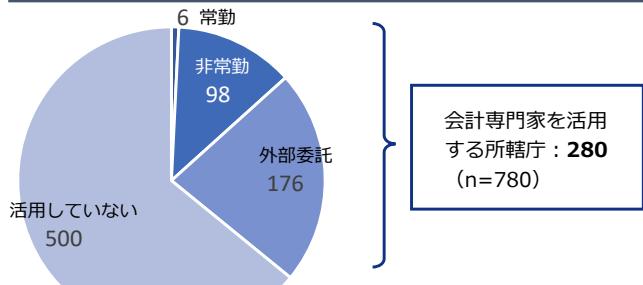
## 4. 地域公益事業に係る意見聴取以外の活用状況

- 計画実行中の地域公益事業の実施状況の確認や意見交換
- 事例検討を通じた地域課題の抽出
- 地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場
- 各市町社協における公益的な取り組みの実施状況の共有
- 社会福祉法人相互のネットワークづくりと情報交換等
- 社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進
- 地域福祉計画の進行管理及び評価等 等

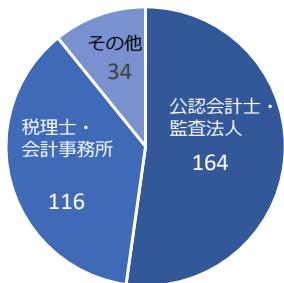
# 所轄庁における会計専門家の活用状況等について

- 不適正事業を含む社会福祉法人の経営について、会計の専門的観点から対応するためには、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用し、所轄庁の体制整備を行うことが有効。
- 地方交付税交付金（道府県及び市単独分）においては、平成28年改正社会福祉法施行を踏まえた所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として、「会計専門家からの助言を得るための経費」を計上（平成29年度～）しており、活用が可能。
- 令和5年度における所轄庁の会計専門家の設置状況等については、以下のとおり（令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

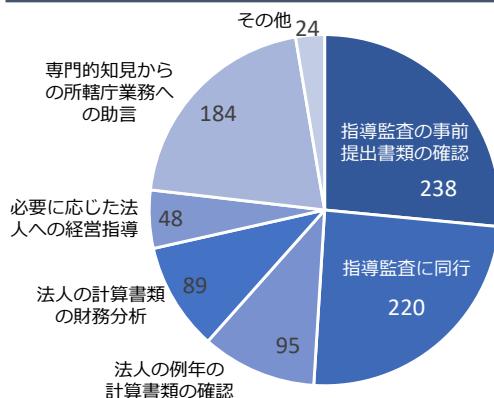
## 1. 会計専門家の活用状況



## 2. 活用している会計専門家の職種（複数回答）



## 3. 会計専門家を活用している業務（複数回答）



**その他の例：**

- 所轄庁職員向け会計研修
- 法人認可時の財務分析
- 法人からの会計関係の照会対応

## 4. 財務諸表等電子開示システム「分析系」の活用

指導監査時の参考データとして活用する所轄庁	245
監査時に関わらず、経営指導として活用する所轄庁	57

**主な意見：**監査時に法人の前年度の指標と比較、経営悪化法人への指導に際し要因を他法人と比較検討、監査とは別に経営状況悪化法人の抽出に使用、監査の重点事項を決め効率実施可能、委託先における財務分析のため活用、活用のための専門知識が不足、活用の余力がない、活用方法がわからない、機能を知らなかつた

# 指導監査における、特に頻出する指摘事例

- 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。

## 1. ガバナンス関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第45条の28の規定により、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成すること。
- 理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないよう理事会を招集すること。
- 評議員への報酬等の支給に当たり、定款で定められた額を超えてることが確認されたため、定款変更等の必要な手続きを行うこと。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められたので、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項の規定に基づき、今後は、監事の過半数の同意を得ること。
- 評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15に定める必要的記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がなされていないため、今後、適切に記載すること。

## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 評議員会招集の議案等が理事会の決議により定められていない事例が見受けられたため、今後は理事会において評議員会の議案等についても決議を行うこと。
- 評議員会の招集通知が開催日の1週間（中7日間）前までに発出されていないため、期日までに発出すること。
- 評議員会又は理事会の議案に特別の利害関係を有する役員等がいないかを確認していないので確認すること。（確認したことが議事録等で確認できないので確認したことを記録すること。）
- 理事長（及び業務執行理事）は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第4項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。
- 評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、改めること。
- 2年間のうち、1度も評議員会への出席がない場合は、名目的・慣習的に選任されている評議員とみなされるため、次回開催の評議員会には当該評議員が参加できるよう、日程に配慮すること。

## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

### 2. 会計管理関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 社会福祉法上、作成が求められている計算書類（本体（各号第一様式～第四様式）及び注記）及び附属明細書について理事会の承認を受け、理事会の承認を受けた計算書類について評議員会の承認を受けなければならないと定められている。しかし、当法人では、計算書類本体の一部しか理事会及び評議員会に諮られておらず、その他の計算書類等は承認を受けていないため、法令で理事会及び評議員会の決議が求められている計算書類等について漏れなく決議に諮り、承認を受けること。
- 経理規程に定めるところにより、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認したうえで、固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出すること。また、会計責任者は、統括会計責任者及び理事長に報告すること。

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 経理規程の内容について、法令又は関連通知（会計基準省令の改正に伴う変更等）に適合していない、法人の管理運営実態（組織体制、拠点区分・サービス区分）に則していない箇所が見受けられるため、定款及び経理規程に定められた手続きに従い、適正に改正すること。
- 契約の手続き（随意契約、複数見積の徵取等）が経理規程に則したものとなっていないため、経理規程に則り適正な事務処理を行うこと。
- 経理規定における会計伝票の処理（証票書類の不備、承認証跡がない等）について遵守されていないため、遵守すること。
- 計算書類に対する注記に誤り（様式の不備、記載漏れ等）があるため、会計基準省令等に基づき適正に記載すること。

## 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2024年度 運用スケジュール（全体イメージ）

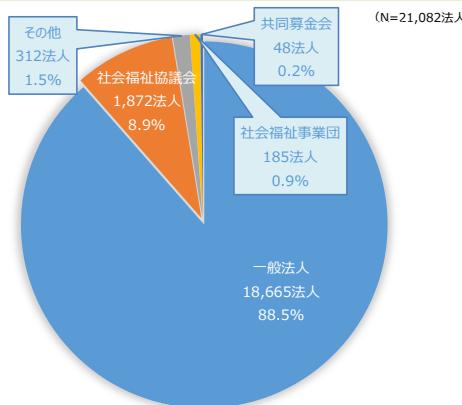
区分	2024年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉法人												システムから届出できません
	定款・役員等名簿（公表用）・報酬等の支給の基準の届出のみ可						入力シートのダウンロード（4月1日～）					
							入力シートの入力・保存・届出（4月1日～6月末）					
所轄庁												2024年度の届出終了（9月末日予定）
	法人基本情報の更新及び確定（1月15日～2月末）						2024年度運用開始（4月1日）	入力シートの内容の確認と都道府県への提供（4月1日～8月末）				システムから提供できません
	事務処理用メールアドレスの更新（1月15日～2月末）											
	計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始（3月中旬～）											
都道府県								入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供（4月1日～9月末）				システムから提供できません
	事務処理用メールアドレスの更新（1月15日～2月末）											
	計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始（3月中旬～）											
福祉医療機構				データ更新等～3月末				現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表処理（4月1日～9月末）	[現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]			データ更新等～3月末
				集約結果の公表（3月中旬）								
	現時点から3月31日の間、システムから入力シートの届出・提供はできません。											

## 参考資料6－1 現況報告書等の集約結果について（1）

※社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（令和5年4月1日現在）等）データに基づく

## 1-3. 法人種別法人数

区分	法人数
一般法人	18,665
社会福祉協議会	1,872
社会福祉事業団	185
共同募金会	48
その他	312
合計	21,082



- 社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人（21,082法人）の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- 一般法人（88.5%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（8.9%）、その他（1.5%）、社会福祉事業団（0.9%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

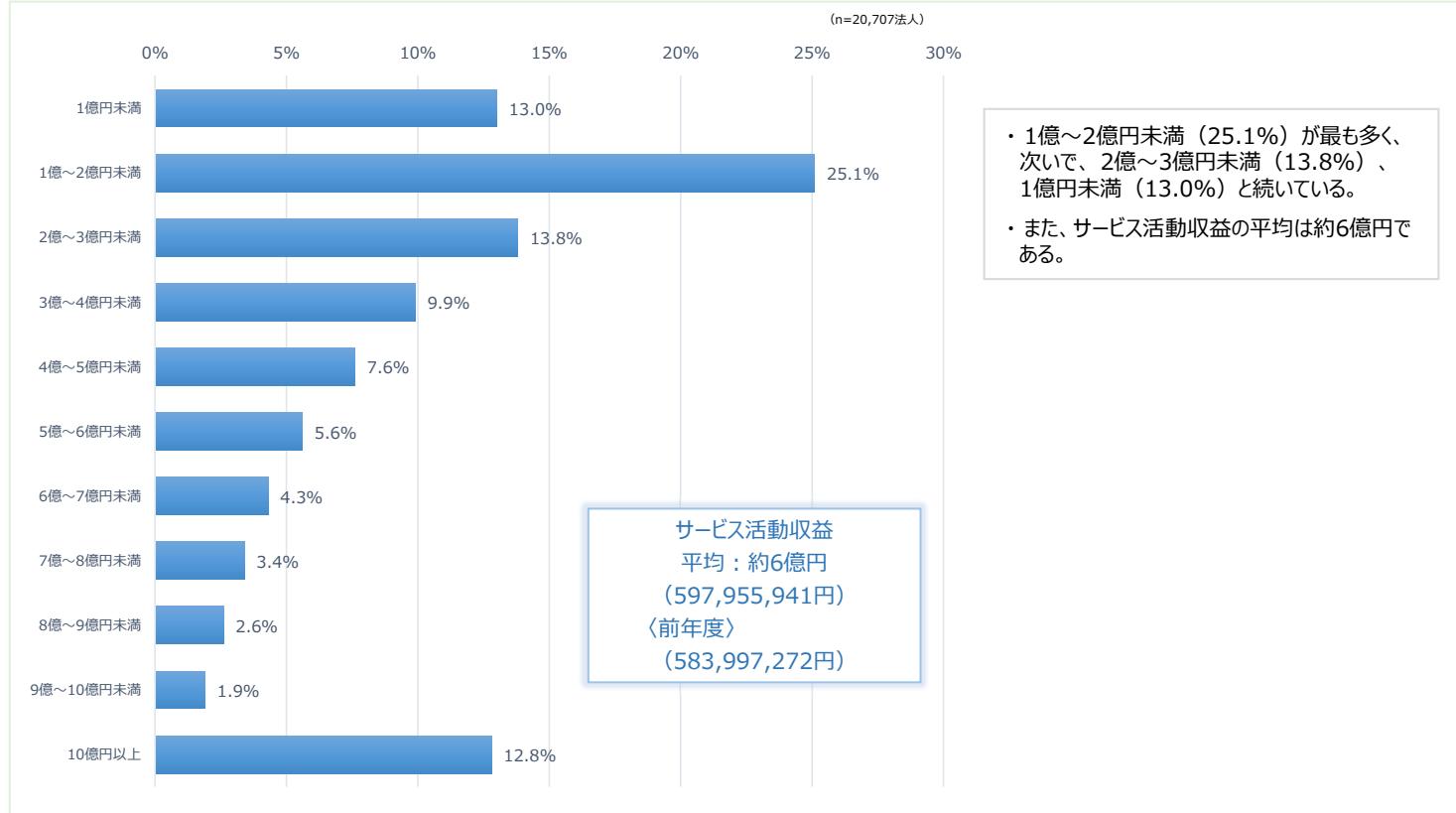
## 1-4. 設立認可からの経過期間別法人数



- 41年～45年（2,690法人）が最も多く、次いで、16年～20年（2,421法人）、46年～50年（2,342法人）と続いている。

## 2.社会福祉法人の経営状況

## 2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



## (参考資料 7)

事務連絡  
令和 6 年 2 月 16 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

### 海外事業を実施する社会福祉法人等へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダーリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

社会福祉法人が海外で事業を実施する場合には、所轄庁の関与のもと適切に行われることが重要であり、「FATF 第4次対日審査報告書の公表等について」（令和3年9月6日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要があります。

行動計画において、リスクの高い法人に対する適切なモニタリングをしていくこととしていることを踏まえ、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」別紙1第2の3の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和4年12月26日付事務連絡）において、現況報告書に記載された海外事業の事業内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対する状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしたところですが、より実効性の高いものとするため、海外事業を実施している社会福祉法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願ひいたします。

また、社会福祉連携推進法人についてもテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように対応する必要がありますので、定款、社会福祉連携推進方針及び現況報告書を確認し、海外業務の実績がある社会福祉連携推進法人を対象に、下記の社会福祉法人の取り扱いと同様にモニタリングをお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知と、とりまとめの上でのご提出をお願いいたします。

なお、今般の令和6年能登半島地震の影響により実施することが困難な場合は、当該地震への対応が落ち着き次第、実施いただくようお願ひいたします。

## 記

### 1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1（モニタリングフローチャート）により、追加アプローチの要（「資金移動」の項目に高リスクがある場合又は「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合）・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において海外事業を実施している社会福祉法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、海外事業を実施している社会福祉法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、3月29日（金）までに当課あて報告してください。また、新しく海外事業を実施する社会福祉法人についても、実施後速やかに報告いただきますようお願ひいたします。

### 2 追加アプローチの実施

1で追加アプローチ要となった社会福祉法人には、別添2（リスク項目確認票）を送付いただき、追加アプローチを実施してください（対面、Web方式等形式は問いません。）。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合（質問的回答で「いいえ」とされたもの）、改善に向けた取組について、社会福祉法人に指導いただきますようお願ひいたします。

また、追加アプローチの結果（リスク項目確認票の回答）及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願ひいたします。

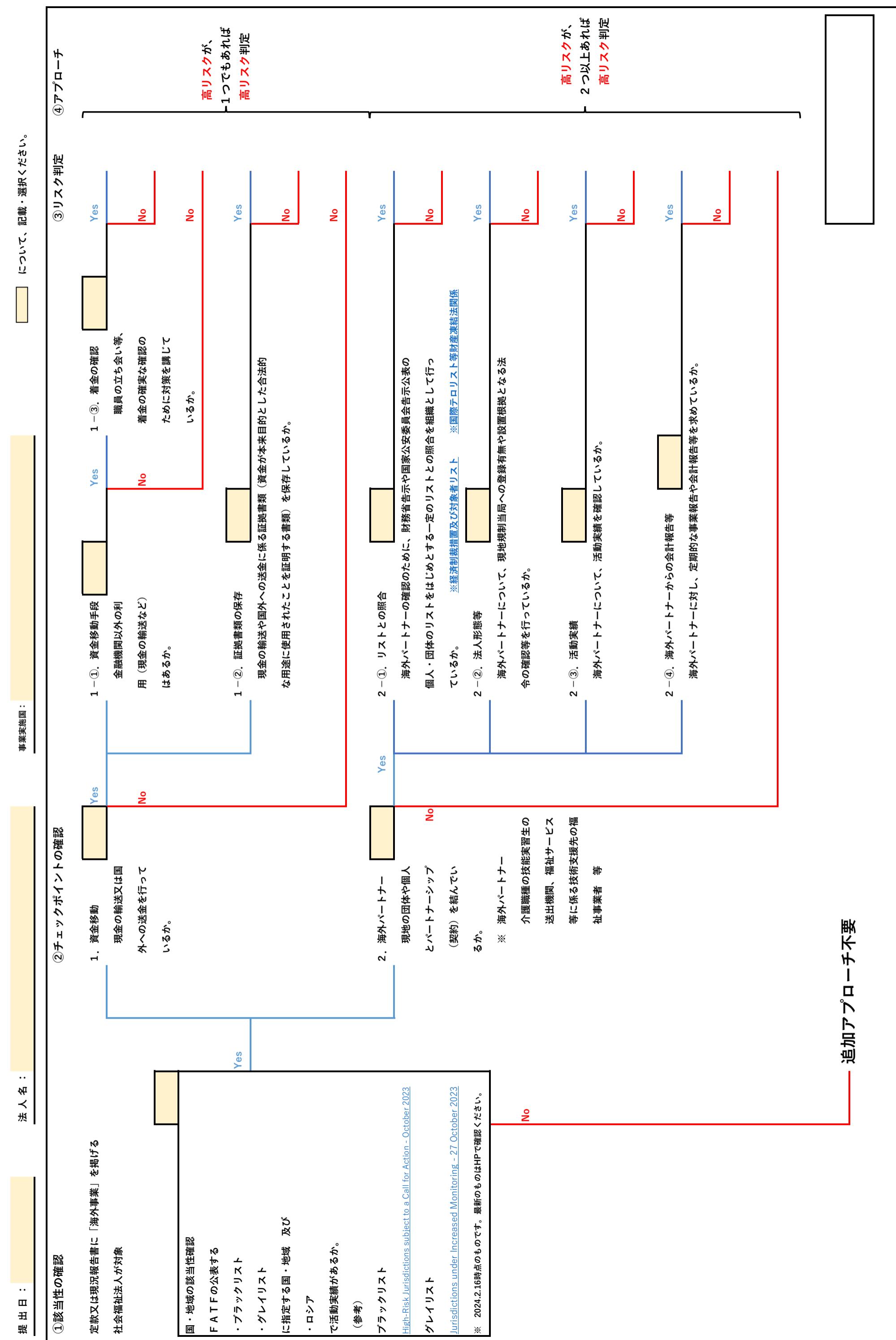
なお、現在、海外事業を実施している社会福祉法人で追加アプローチ要となった社会福祉法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、ファイル名に所轄庁名、法人名及び国名を入れ、複数国に渡る場合はファイルを分けていただき、5月31日（金）までに当課あて報告いただきますようお願ひいたします（新しく海外事業を実施する社会福祉法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき報告いただくようお願ひいたします。）。

#### 【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係

電話番号 03-5253-1111（内線2871）

E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp



リスク項目確認票

提出日 :

法人名 :

事業実施国 :

について、選択・記載ください。

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
1. 情勢		
① 事業を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認していますか。		

(補足)

- 國際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「國際テロリズム要覧」（公安調査庁）や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」（外務省）などの情報を踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要です。

[國際テロリズム要覧](#)

[海外安全ホームページ](#)

2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「-」。

① 現地での金融機関の口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を定めていますか。		
② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方法を定め、定期的に確認していますか。		
③ 現地で目的外の資金等に悪用された（悪用される蓋然性が高い）場合の対応について定めていますか。		
④ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い等、着金の確実な確認のために対策を講じていますか。		
⑤ 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類（資金が本来目的とした合法的な用途に使用されたことを証明する書類）を保存していますか。		

(補足) ※現地の法人での資金管理

- 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い（引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等）や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順をあらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】
- 資金（現金や預金）や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】
- 資金が悪用された（される恐れのある）場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
(補足) ※国外送金等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。社会福祉法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】</li> <li>● 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】</li> <li>● 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とともに、支出先の身元を十分確認してください。【④関係】</li> <li>● 社会福祉法人から海外の拠点（自法人の海外拠点や海外パートナー）への資金の移動について、資金の流れを証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】</li> </ul>		
3. 海外パートナー ※ 該当しない場合は「-」。		
① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。		
② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。		
③ 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。		
④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。		
(補足)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地の介護職種の技能実習生の送出機関、福祉サービス等に係る技能支援先の福祉事業者等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。 【①関係】</li> <li>● また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認することも重要です。【②、③、④関係】</li> <li>● なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナーナイ名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国での口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は社会福祉法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】</li> </ul>		
<b>経済制裁措置及び対象者リスト</b>		<b>国際テロリスト等財産凍結法関係</b>

## (参考資料8)

事務連絡  
令和6年2月5日

都道府県  
各 市 社会福祉法人担当課（室）御中  
特 別 区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

### 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて

今般、令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地の社会福祉法人においては、入所者等の支援、災害復旧作業等に尽力されている状況にあることから、決算・事業報告を行うことが困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、被災地における社会福祉法人の指導監査については、実態を踏まえ弾力的に対応していただくようお願いいたします。

また、社会福祉法人の運営に関するQ&Aを別紙のとおり作成しましたので、管内の社会福祉法人に対して周知していただくようよろしくお願いいたします。

(照会先)  
厚生労働省 社会・援護局  
福祉基盤課 法人指導監査係  
TEL:03-5253-1111（代表）内線2871

(別紙)

## 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて

### 1. 来年度（令和6年度）予算・事業計画について

（問1）

来年度（令和6年度）の予算・事業計画については、原則として、今年度（令和5年度）中に理事会・評議員会を開催して議決する必要があるが、震災の影響により理事会・評議員会の開催が困難な状況にある。

ついては、これらの理事会・評議員会について開催の延期は認められるか。

（答）

事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催について、震災の影響が著しく、やむを得ず年度内に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。

また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該開催の時期の取扱について柔軟に対応することとされたいこと。

なお、やむを得ず、年度内に実際に開催された理事会で、理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告を行うことが困難な法人に関して、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

（問2）

震災の影響で、理事会・評議員会を行う場所に赴くことが困難な評議員・役員がいる。対面による開催をテレビ会議等により行いたいが、どのような手段があるか。また、理事会・評議員会決議の省略ができるのはどのような場合か。

（答）

#### 【理事会及び評議員会における対面の解釈】

理事会については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。

また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙をいう。以下「ガイドライン」という。）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインでいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はない。

評議員会についても、理事会と同様に取り扱われたいこと。

**【理事会・評議員会決議の省略】**

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、テレビ会議等により実施するか、問1のとおり可能になり次第、速やかに開催すること。

評議員会決議の省略については、理事会と同様であるが、「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

**(問3)**

来年度の予算・事業計画について、震災の影響により関係データ等が消失し、書類の作成が困難な場合、どのように対応すべきか。

**(答)**

来年度の予算・事業計画について、データ消失等により書類の作成が困難な場合は、過去の報告書等を基に暫定的に作成すること等をして、法人運営が正常化した適当な時期に、補正予算、事業計画変更等で適宜修正されたい。

また、震災の影響が著しく、書類の作成が困難な法人については、書類の作成を保留する等、弾力的に対応されたい。

なお、所轄庁においては、保有する過去の報告書等を法人へ情報提供するなど、法人の予算・事業計画の作成に協力されたい。

## 2. 今年度（令和5年度）決算・事業報告について

(問4)

年度の途中において予算との乖離等が見込まれる場合は補正予算の編成が必要となるが、震災の影響が著しく今年度（令和5年度）補正予算の編成が困難である場合、どのように対応すべきか。

(答)

年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとしているが、震災の影響が著しく、補正予算の編成ができない場合には、決算において、決算の額と予算の額に著しい差異がある勘定科目について、社会福祉法人会計基準第16条第6項の規定に基づき、資金収支計算書の備考欄にその理由を記載すること。

また、所轄庁が指導監査を行うに当たっては、補正予算について柔軟に対応することとされたいこと。

(問5)

今年度の決算・事業報告について、震災の影響により期日までの書類の作成が困難な状況にあるが、作成期日の延期は認められるか。

(答)

次の書類については、原則として法令の規定に従い、法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならないものであるが、震災の影響が著しく、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

- ① 法第45条の27第2項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
- ② 法第45条の34第1項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- ③ 法第59条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあっては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
- ④ 法第55条の2第2項の規定に基づき、会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

### 3. 所轄庁の指導監査について

(問 6)

震災の影響が著しい社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査は計画通りに対応すべきか。

(答)

震災の影響が著しい社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査は、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合を除き、震災の影響を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたいこと。

また、これにより、やむを得ず監査の実施周期が3年を超えることも妨げるものではないこと。

**参考資料9**

○第三者評価の都道府県別等の受審数等

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	38	18	397
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	13	9	295
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	8	11	314
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	10	20	203
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	7	9	126
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	8	7	85
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	9	8	162
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	13	15	152
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	15	25	304
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	5	8	152
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	53	67	661
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	107	154	1,355
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	3,694	3,949	48,132
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	371	421	4,194
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	19	20	289
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	13	6	7	127
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	11	12	263
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	2	9	116
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	3	2	82
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	31	46	590
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	32	37	388
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	23	32	593
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	114	151	1,659
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	7	27	331
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	9	13	133
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	224	233	3,933
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	101	112	1,458
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	57	64	1,040
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	4	5	66
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	8	2	83
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	40	35	532
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	8	15	123
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	16	15	151
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	42	36	402
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	7	16	314
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	4	7	78
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	2	4	72
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	11	33	309
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	1	6	57
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	17	32	302
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	5	6	64
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	10	25	269
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	23	33	574
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	9	8	212
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	5	8	98
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	16	25	255
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	17	22	134
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	5,235	5,819	71,629

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和4年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和4年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	489	8,414	5.81%	8,218
	養護老人ホーム	32	941	3.40%	716
	軽費老人ホーム	31	2,333	1.33%	575
	訪問介護	55	35,612	0.15%	1,465
	通所介護	149	24,428	0.61%	3,613
	小規模多機能居宅介護	39	5,614	0.69%	1,080
	認知症対応型共同生活介護	504	14,085	3.58%	7,074
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	4	24,462	0.02%	48
	生活介護	189	9,056	2.09%	1,734
	自立訓練(機能訓練)	3	403	0.74%	19
	自立訓練(生活訓練)	13	1,491	0.87%	101
	就労移行支援	15	3,353	0.45%	226
	就労継続支援(A型)	33	4,130	0.80%	233
	就労継続支援(B型)	237	14,407	1.65%	2,113
	共同生活援助	354	11,056	3.20%	1,635
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	163	2,575	6.33%	2,018
	多機能型	166	—	—	1,515
児童	保育所	1,949	23,899	8.16%	21,214
	幼保連携型認定こども園	83	6,475	1.28%	362
	地域型保育事業	38	7,474	0.51%	98
	その他保育事業	234	—	—	2,047
	児童養護施設 ※3	236	610	38.69%	2,960
	乳児院 ※3	53	145	36.55%	590
	児童心理治療施設 ※3	14	53	26.42%	155
	児童自立支援施設 ※3	12	58	20.69%	203
	母子生活支援施設 ※3	70	215	32.56%	980
	自立援助ホーム ※3	16	229	6.99%	112
	ファミリーホーム ※3	2	446	0.45%	9
	児童館	0	4,347	0.00%	55
	放課後児童クラブ	22	26,683	0.08%	25
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	27	678	3.98%	158
	医療型児童発達支援センター	4	97	4.12%	58
	児童発達支援事業	17	10,183	0.17%	110
	放課後等デイサービス	27	17,372	0.16%	181
	障害児多機能型	13	—	—	86
	障害児入所施設(福祉型)	18	250	7.20%	184
	障害児入所施設(医療型)	11	222	4.95%	90
厚生	婦人保護施設	3	48	6.25%	90
	救護施設	23	182	12.64%	360
	他 その他 ※4	471	—	—	7,282
<b>合計</b>		<b>5,819</b>	—	—	<b>71,629</b>

※1 全国施設数は、

「令和3年社会福祉施設等調査報告」(令和3年10月1日現在)、「令和3年介護サービス施設・事業所調査」(令和3年10月1日現在)、

「保育所等関連状況取りまとめ(令和4年4月1日現在)」における保育所、地域型保育事業数、

「認定こども園に関する状況について(令和4年4月1日現在)」における幼保連携型認定こども園数、

「福祉行政報告例(令和3年3月末)」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、

「社会的養育の推進に向けて(令和5年4月)」(令和3年10月1日現在)における、自立援助ホーム、ファミリーホームの施設数、

「令和4年放課後児童健全育成事業の実施状況(令和4年5月1日現在)」における放課後児童クラブ数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」「更正施設」「授産施設」「宿所提供的施設」「その他のサービス・その他」

○都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

※令和4年度実績

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人 (会社)	特定 非営利 活動法人	日赤	社団 ・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	0	5	0	0	0	0	0	2	0	1	8
2	青森県	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	7
3	岩手県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
4	宮城県	0	1	1	1	9	1	0	0	0	2	15
5	秋田県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
6	山形県	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	5
7	福島県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
8	茨城県	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	6
9	栃木県	10	11	0	0	0	0	0	0	0	1	22
10	群馬県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
11	埼玉県	9	17	3	0	19	1	0	2	0	1	52
12	千葉県	10	62	0	0	60	7	0	0	0	2	141
13	東京都	255	1,964	10	70	1,104	318	2	113	10	103	3,949
14	神奈川県	25	217	0	1	133	16	0	4	0	3	399
15	新潟県	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
16	富山県	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
17	石川県	0	7	0	3	0	0	0	0	0	0	10
18	福井県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	9	18	0	0	2	0	0	0	0	2	31
21	岐阜県	8	19	0	0	0	2	0	0	0	0	29
22	静岡県	5	18	0	0	0	0	0	0	0	0	23
23	愛知県	15	88	1	0	19	1	0	0	0	5	129
24	三重県	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	14
25	滋賀県	2	7	0	0	3	0	0	0	0	0	12
26	京都府	3	155	7	13	33	4	0	8	0	1	224
27	大阪府	0	0	0	0	8	60	0	35	0	0	103
28	兵庫県	4	40	0	0	5	0	0	0	0	0	49
29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山县	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	3	18	0	5	3	0	0	0	0	0	29
32	島根県	0	8	0	0	1	0	0	1	0	2	12
33	岡山県	0	11	0	0	0	3	0	0	0	1	15
34	広島県	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	32
35	山口県	0	0	7	1	0	0	0	1	0	0	9
36	徳島県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
37	香川県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
38	愛媛県	7	12	0	0	3	0	0	0	0	0	22
39	高知県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
40	福岡県	3	14	0	0	5	0	0	0	0	0	22
41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
42	長崎県	0	17	0	0	0	2	0	0	0	1	20
43	熊本県	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25
44	大分県	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	4
45	宮崎県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
46	鹿児島県	0	17	0	1	2	0	0	0	0	0	20
47	沖縄県	2	13	0	0	1	1	0	0	0	1	18
全国合計受審数		378	2,873	33	95	1,417	419	2	168	10	128	5,523

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の296件は含まない

